新規開設予定の認可小規模保育事業所における利用定員及び認可について

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員(以下「利用定員」という。)を定める際には、子ども・子育て支援法の規定により子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされている。また、地域型保育事業の認可を行う際には、児童福祉法の規定により児童福祉審議会を設置している場合はその意見を、その他の場合は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くこととされている。

これらのことから、新規開設する認可小規模保育事業所にかかる利用定員及び認可について、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

記

## 1 利用定員及び認可の意見聴取について

	施設名及び所在地	利 用 定 員			設置者
	施設有及05月往地	0 歳児	1・2 歳児	合計	<b></b>
1	マザーズハート南台園 (南台 2-28-4)	3 人	16 人	19 人	株式会社 マザーズハート
2	子ごころ園沼袋 (新井 4-32-22)	5 人	10 人	15 人	株式会社 エヌシーエムエー ジャパン
3	子ごころ園大和町 (大和町 3-41-9)	4 人	8人	12 人	株式会社 エヌシーエムエー ジャパン
4	子ごころ園都立家政 (若宮 3-3-11 家政ハイツ 1 階)	4 人	8人	12 人	株式会社 エヌシーエムエー ジャパン

※マザーズハート南台園については、平成29年10月31日の第1回中野区子ども・子育て会議 (第3期)において、利用定員の意見聴取済み。

## 2 認可の意見聴取について

開設のための施設規模・事業者適性等、認可基準と照らし合わせ、適合することを確認 した。新規開設保育施設概要については、資料1-2のとおり。